二　平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、平成十八年七月から平成二十二年三月までの各月分に係る法第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十四年四月に平成二十二年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

三　平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、平成十四年四月から平成二十二年三月までの各月分に係る法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十四年四月に平成二十二年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

四　平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、平成十八年七月から平成二十二年三月までの各月分に係る法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十四年四月に平成二十二年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

別表第一

平成十四年四月から平成十五年三月までの月分	一四、九四〇円
平成十五年四月から平成十六年三月までの月分	一四、七二〇円
平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	一四、五一〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	一四、五六〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	一四、六一〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一四、六四〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一四、七六〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一四、八四〇円

別表第二

平成十八年七月から平成十九年三月までの月分	一〇、九五〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一〇、九七〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一一、〇七〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一一、一二〇円

別表第三

平成十四年四月から平成十五年三月までの月分	七、四七〇円
平成十五年四月から平成十六年三月までの月分	七、三六〇円
平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	七、二六〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	七、二八〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	七、三〇〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	七、三二〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	七、三七〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	七、四二〇円

別表第四

平成十八年七月から平成十九年三月までの月分	三、六五〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	三、六五〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	三、六九〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	三、七〇〇円

○厚生労働省告示第百九十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九条第三項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額を定める件（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

表に次のように加える。

基準永住帰国日が平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間にある者	一一、五〇〇円

○厚生労働省告示第百九十五号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二の二の3の⑵中「インドネシア人介護福祉士候補者をいう。」の下に「（以下この⑵において「介護福祉士候補者」という。）」を加え、同⑵にただし書として次のように加える。

ただし、別表第三に掲げる規定に基づく職員等の配置の基準については、介護福祉士候補者のうち次のいずれかに該当するものを職員等とみなして当該規定を適用するものとする。

イ　受入れ施設において就労を開始した日から一年を経過した者

ロ　日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び財団法人日本国際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語能力試験をいう。）においてＮ１又はＮ２（平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあっては、一級又は二級）に合格した者

第三の一の2中「別表第三」を「別表第四」に改め、同二の2中「別表第四」を「別表第五」に改める。

別表第一第一号中「知的障害児施設（入所の施設に限る。）、盲ろうあ児施設（入所の施設に限る。）、肢体不自由児施設（入所の施設に限る。）又は重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改める。

別表第二第一号中「知的障害児施設（入所の施設に限る。）、盲ろうあ児施設（入所の施設に限る。）、肢体不自由児施設（入所の施設に限る。）又は重症心身障害児施設（通所の施設に限る。）、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所の施設に限る。）又は肢体不自由児施設（通所の施設に限る。）」を「児童発達支援を行う施設」に改める。